

改 正 後				改 正 前			
別紙 やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準				別紙 やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準			
(1) 障害福祉サービス(施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合)被措置者の利用者負担額				(1) 障害福祉サービス(施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合)被措置者の利用者負担額			
対象収入額等による階層区分			負担基準月額	対象収入額等による階層区分			負担基準月額
			施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合				施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合
1	(略)		(略)	1	(略)		(略)
2～40	(略)	(略)	(略)	2～40	(略)	(略)	(略)
(注) 1・2 (略)				(注) 1・2 (略)			
(2) 障害福祉サービス(施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合)被措置者の扶養義務者の利用者負担額				(2) 障害福祉サービス(施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合)被措置者の扶養義務者の利用者負担額			
税 額 等 に よ る 階 層 区 分			負担基準月額	税 額 等 に よ る 階 層 区 分			負担基準月額
			施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介				施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介

		護、自立訓練、就 労選択支援、就労 移行支援又は就労 継続支援を利用す る場合
A～C	(略)	(略)
D 1 ～D 15	(略)	(略)
(注) 1～4 (略)		

(3) 障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労
選択支援、就労移行支援又は就労継続支援) 被措置者の利用者負担額 ((1)に該
当する者を除く。)

対象収入額等による階層区分		負 担 基 準 月 額
		療養介護、生活介 護、自立訓練、宿 泊型自立訓練、就 労選択支援、就労 移行支援、就労継 続支援
1	(略)	(略)
2～40	(略)	(略)
(注) 1・2 (略)		

(4) 障害福祉サービス (療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就
労選択支援、就労移行支援、就労継続支援) 被措置者の扶養義務者の利用者
負担額 ((2)に該当する者を除く。)

		護、自立訓練、就 労移行支援又は就 労継続支援を利用 する場合
A～C	(略)	(略)
D 1 ～D 15	(略)	(略)
(注) 1～4 (略)		

(3) 障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労
移行支援又は就労継続支援) 被措置者の利用者負担額 ((1)に該当する者を除
く。)

対象収入額等による階層区分		負 担 基 準 月 額
		療養介護、生活介 護、自立訓練、宿 泊型自立訓練、就 労移行支援、就労 継続支援
1	(略)	(略)
2～40	(略)	(略)
(注) 1・2 (略)		

(4) 障害福祉サービス (療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就
労移行支援、就労継続支援) 被措置者の扶養義務者の利用者負担額 ((2)に該
当する者を除く。)

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			負 担 基 準 月 額
			療養介護、生活介護、自立訓練、 <u>宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援</u>
A～C	(略)		(略)
D 1 ～D 15	(略)	(略)	(略)
(注) 1 ～ 4 (略)			
(5)・(6) (略)			

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			負 担 基 準 月 額
			療養介護、生活介護、自立訓練、 <u>宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援</u>
A～C	(略)		(略)
D 1 ～D 15	(略)	(略)	(略)
(注) 1 ～ 4 (略)			
(5)・(6) (略)			